

# えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会  
＜問い合わせ先＞  
農政課 就農・経営支援係  
TEL 641-1212 内線 430

## 「農地中間管理事業」受け手募集について

### 1 応募方法

農用地等の借受け希望者の募集・受付は、山形市農協アグリセンター・山形農協各支店・営農センターの窓口で行います。申込書は農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）のホームページ（<http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>）からダウンロードまたは、各受付窓口にありますので、所定の事項を記入の上、ご提出ください。

### 2 募集期間

令和4年2月28日（月）まで

### 3 募集区域

募集の対象となる区域は、「全域」です。  
借受け希望区域が他市町村の場合は、当該市町村に申込みしてください。

### 4 申込みにあたっての留意点

応募いただいた場合、一部内容を、インターネット等で公表することになりますので、ご承諾いただく必要があります。詳しくは山形市農政課就農・経営支援係（下記）までお問い合わせください。



**※昨年度まで応募した方については、再提出の必要はありません。**

相談窓口・お問い合わせ先

- |                |  |
|----------------|--|
| ◎ 借受け希望募集について  | 山形市農政課就農・経営支援係<br>TEL641-1212 内線 430     |
| ◎ その他総合的な事について | 山形市農業委員会事務局農地係<br>TEL641-1212 内線 775・776 |

（裏面もあります）

## 販路開拓・拡大に役立つ情報を直接お届けします！！

山形市農政課には、商談会や物産展、イベント等の出展者募集など情報が寄せられます。そこで、農畜産物や農産加工品等の販路開拓・拡大を目指す農業者の皆様へ、役立つ情報を直接メールでお届けいたします。

情報提供を希望される農業者の方は、下記の農政課メールアドレス宛に、件名にメーリングリスト登録希望の旨、本文に住所・氏名を記載したEメールを送付してください。

山形市農政課メールアドレス：[nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp)

(例：送付メール)

**宛先**：nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

**件名**：商談会等の情報用メーリングリストの登録について

**本文**：山形市農政課 6次産業推進係 あて

情報について、メールの受信を希望します。

**ご本人住所**：山形市〇〇町〇〇番地

**氏名**：〇〇 〇〇



問合せ先：山形市農政課 6次産業推進係

TEL：641-1212 内線431

## 認定農業者連絡協議会で実施する研修事業について

山形市認定農業者連絡協議会では、会員の皆様が農業経営に対する様々な知識を習得し、各々の経営改善に活用し、継続的で安定的な経営体として確立することを目的として、毎年様々な研修事業を実施しています（スマート農業研修、パソコン研修会等）。

研修内容について要望（例：見学してみたい施設、話を聞いてみたいテーマ等）がある方は、ぜひご意見をお聞かせください。

要望はいつでも受け付けておりますので、農政課就農・経営支援係（内線430）へご連絡ください。

# ★令和3年度経営継承・発展等支援事業について★

家族農業経営を始めとする、担い手の経営を継承し発展させる取組を支援する目的として、令和3年度経営継承・発展等支援事業を実施します。

## ○補助内容

地域の中心経営体の後継者が、経営の主宰権の移譲を受けて**経営発展計画**を策定し、同計画に基づく経営発展に向けた取組を実施した場合、経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者に対して最大100万円を補助します。

## ○要件 ※主要な要件は以下の通りとなります。

### 【個人の場合】

- 令和2年1月1日以降に中心経営体等である先代経営者から経営の主宰権の移譲を受けていること又は申請日までに移譲を受けること
- 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- 青色申告者であること
- 農地は全て本事業の助成を受けようとする者の名義（所有権または利用権）であること
- 経営発展計画を策定し、かつ、計画達成が確実であると見込まれること
- 経営移譲を受けた者がその日より前に農業経営を主宰していないこと
- 家族農業経営である場合は、家族経営協定を書面で締結していること
- 農業次世代人材投資事業（経営開始型、旧青年就農給付金）の交付を現にも過去にも受けていないこと
- 地域農業の維持・発展に貢献する取組を行うこと

### 【法人の場合】

- 令和2年1月1日以降に中心経営体等である当該法人の経営の主宰権を先代経営者から後継者に移譲していること又は申請日までに移譲すること
- 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- 青色申告者であること
- 農地は全て本事業の助成を受けようとする者の名義（所有権または利用権）であること
- 経営発展計画を策定し、かつ、計画達成が確実であると見込まれること
- 経営移譲を受けた者がその日より前に農業経営を主宰していないこと
- 経営移譲を受けた者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型、旧青年等就農給付金）の交付を現にも過去にも受けていないこと
- 地域農業の維持・発展に貢献する取組を行うこと

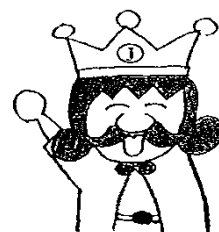
## ○補助上限額

100万円（国と市が2分の1ずつ負担）

## ○対象経費

### 経営発展に向けた取組

例：法人化（登記費用等）、新たな部門・作物の導入（資材費・機械装置等費）  
就業規則の策定（社労士等の専門家費用等）、販路の開拓（コンサルタント費用等）など



## ○その他

- ・事業採択は全国でのポイント制のため、採択されない場合があります。
- ・**経営発展計画**には、「付加価値額の向上」、「地域貢献の目標」を設定し、令和5年度までに目標を達成する必要があります。 ※目標年度まで報告書類等の提出が必要となります。
- ・他の補助事業と併用はできません。

## ○問い合わせ

活用を希望される方は、**5/31(月)**まで農政課 就農・経営支援係までご連絡ください。

TEL 023-641-1212 内線436

（裏面もあります）

山形県立農林大学校

トラクター運転技術研修【大型特殊(農耕用)、けん引(農耕用)】

ご案内

■ 目 的

トラクター(大型特殊及びけん引)の運転技能の向上を図ることにより、運転操作の技術習得並びに農作業安全の推進に供する。

■ 研修期間

令和3年6月14日(月)～6月23日(水)(土日を除く)

■ 研修場所

県立農林大学校短期研修施設「緑風館」及び運転コース

■ 研修内容及び受講要件

- (1) 大型特殊(農耕用) : 普通免許所持者
- (2) けん引(農耕用) : 大型特殊(農耕用含む) 免許所持者

■ 対象者の要件

- ① 65歳以下の県内在住の認定農業者又は認定新規就農者で、上記受講要件を満たす者
- ② 65歳以下で、上記認定農業者の同一経営内の家族で、上記受講要件を満たす者
- ③ 65歳以下の県内在住の農業者及び農業法人の従業員等で、上記受講要件を満たす者

■ 募集人数

大型特殊(農耕用)	14名
けん引(農耕用)	14名
計	28名

※ 申し込み多数の場合は、対象者の要件①、②、③の順で選考を実施し、募集人数を超えた時点でその要件の中の申込者の中で抽選して受講者を決定します。

■ 経 費

- (1) 受講料 : 1,000円(燃料代等の実費として)
- (2) 受験料 : 2,600円(県証紙代)
- (3) 免許交付手数料 : 2,050円(試験合格者のみ)

■ 携 行 品

作業着、作業靴、雨具(カッパ)、筆記用具、運転免許証、健康保険証、昼食等

■ その他

- (1) 大型特殊(農耕用)とけん引(農耕用)の同時受講はできません。
- (2) 研修の全日程(各日午前もしくは午後)について出席できる方に限ります。
- (3) 受講決定者には受講決定通知、詳細日程等を送付します(申込締切後に発送)。

■ 申込み・問合せ先

申込用紙に必要事項を記入し、認定農業者または認定新規就農者の方は(本人でない場合は同居する家族の)認定書の写しを添え、下記宛先へFAX、郵送、メールで5月21日(金)まで申し込みください。

山形県立農林大学校研修部 担当 三澤  
〒996-0052 新庄市大字角沢1366  
TEL:0233-22-8794 FAX:0233-23-7537  
E-mail:kenshu@ynodai.ac.jp

農業労働力確保緊急支援事業の対象期間が  
6月末まで延長されます

# 新型コロナウイルス感染症の影響で 人手不足となった農業経営体を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が

代替りの人材を雇用

農作業を委託

人材派遣を活用

した際の掛り増し経費を支援します！

## ✓ 支援対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず農作業に当たって人手不足になった経営体対象になります。

### 対象となる例

#### ケース1

入国制限等により、来日予定だった技能実習生や特定技能外国人が来られなくなった

#### ケース2

小学校等の休校の影響で、子の保護者である従業員が出勤できなくなった

#### ケース3

観光農園で、例年収穫をしていた観光客等が外出自粛等により来られなくなった

## ✓ 支援内容

- ◆ 代替りの人材を雇用等した際の掛り増し経費を支援します

交通費  
3万円/月以内

宿泊費(居住費)  
6,000円/泊以内  
10万円/月以内

保険料  
実費

労賃  
500円/時間以内  
(10時間/日)

- ◆ 対象期間: 令和3年6月30日まで

## ✓ 申請方法

まずは、全国農業会議所の  
本事業専用Webシステムから登録して下さい。

登録はこちらから

URL: <https://for-farmer.jp/>



お問合せ先: 全国農業会議所

サポートセンターフリーコール 0120-150-055 (受付時間: 平日9時~17時)  
メールアドレス info@for-farmer.jp

# 農業労働力確保緊急支援事業 Q & A

Q1

新たに雇用する人材(代替人材)に何か要件はありますか？

A1

新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生等を受け入れることができずに人材不足になった農業経営体と雇用契約を締結し、農作業に従事してもらうことが基本的な要件となります。

Q2

どのような経費が補助対象になりますか？

A2

代替して雇用した者に要する交通費、宿泊費、保険料、賃金等が補助対象となります。ただし、費用全てではなく、受入れ予定だった技能実習生・働いてもらう予定だった方などに要するはずだった経費を超えた分(掛かり増し経費)が対象となります。(掛かり増し経費は、前年に代替人材を雇用していた場合も、受入れ予定だった技能実習生の経費を基準に算定します。)

Q3

どのような資料を準備すればよいですか？

A3

- ① 受入れ予定又は働いてもらう予定だった方の氏名、勤務内容(労働時間、給与、交通費等の諸経費)等と、代わりに雇用する予定の方の勤務内容を比較した調書と、
  - ② 上記を証明する書類
- を用意していただく必要があります。詳細は、全国農業会議所の申請サイトをご覧ください。

Q4

どのような手続きが必要ですか？

A4

支援を受けるには、最初に補助対象となる労働が行われた日の1か月後までに案件登録が必要です。

Q5

助成金の支払を受けるには、どうすればよいですか？

A5

助成金は、月毎に支援対象となる賃金等の支払日の翌月末までに、請求して下さい。

✓ 事業の詳細は農林水産省ホームページへ

農林水産省ホームページ

事業のQ&Aや実施要綱などの  
確認はこちらから！

([https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html))

農水省 緊急 労働力確保

検索

又は



インターネット検索エンジンからキーワードを入力して検索

↑こちらのQRコードからも読み取れます↑

(作成)農林水産省経営局就農・女性課

**トラクター運転技術研修【大型特殊(農耕用)・けん引(農耕用)】**

**受講申込書**

(ふりがな) 氏名			年齢	
生年月日	S	・ H	年	月 日
住所 (法人の場合は 事務所の住所)	〒	—		
電話番号	(携帯)			
経営内容 又は 農業法人名	(記入例：水稲 2ha、野菜50a)			
受講を希望 コース	↓ 希望する種類に○を付けてください。			
		大型特殊(農耕用)コース		
		けん引(農耕用)コース		
希望の 講習時間*	↓ 受講を希望する時間帯に○を記入してください。			
		午前(9:00~12:00)		
		午後(13:10~16:10)		
		どちらでもよい		

\* 全8日間のうち、2日目(6月15日(火))~7日目(6月22日(火))は半日ずつの講習です。初日(6月14日)及び最終日(免許試験日：6月23日(水))は両班とも全日となります。



**FAX : 0233-23-7537**

**E-mail : kenshu@ynodai.ac.jp**

# 戦略農産物作付促進事業について

## ◆ 事業の概要

水田において、主食用米から戦略農産物の内「ねぎ」「さといも」「落花生」への転換を促し、本作化を進めることで、需要に応じた米生産を行うことを目的とした事業です。

## ◆ 支援内容

### ① 戦略農産物機械導入支援事業

「ねぎ」「さといも」「落花生」の生産に必要な機械の導入を支援します。但し、トラクター本体は除きます。

- ・トラクターアタッチメント（畝立て機など）・播種機・管理機・収穫機
- ・調整機械（皮むき機、切断機）など

該当機械が不明な場合は、お電話でお問い合わせください。

◎助成対象者 水田で10a以上戦略農産物の作付けを行う販売農家、法人（農事組合法人・株式会社・有限会社等）

◎助成単価 取得価格の3/10以内。千円未満は切り捨て。上限額375万円

### ② ねぎ作付け奨励金

転換直後は、土づくりが必要で収穫量も不安定なため、水田で「ねぎ」を新植した初年度に限り作付け奨励金を交付します。

◎助成対象者 10a以上の水田で、ねぎに転換を図った販売農家、法人。法人とは、農事組合法人・株式会社・有限会社等をいう。

◎助成対象水田 畦畔を除き合計10a以上で「ねぎ」を一筆全部に作付した水田。

◎作付奨励金の単価 ねぎに転換した水田面積10aあたり100,000円

◎助成方法 申請圃場の現地確認の際、ねぎの新植について確認し、秋に出荷販売を確認した上で、奨励金を交付します。

## ◆ その他

事業に要望される方は、下記連絡先までご連絡ください。要望が多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

### 【お問合せ先】

山形市農政課営農改善係

TEL:023-641-1212 内線 433

FAX:023-641-1865

E-mail:nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp



# スマート農業機器導入支援事業について

## 1 事業概要

農業従事者の高齢化や担い手不足に対応するため、スマート農業の技術導入を図る農業者に対し、農業機械や用具の導入を実施する場合に支援します。

対象者	本市に住所を有する、スマート農業の機器を導入する農業者・農業法人・集落営農組織 ※農業法人とは、農事組合法人・株式会社・有限会社とします。
補助対象機械	・アシストスーツ ・特殊剪定鋏 ・農業用ドローン 等 (補助対象機械か不明な場合は、下記連絡先までお問合せください)
補助率等	補助対象機械の購入に要する経費の10分の3以内の額。 (その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額) 補助上限額は100万円とします。

※ 補助対象機械が中古の場合、令和3年度において法定耐用年数(7年)まで3年以上残っているものに限ります。(平成30年以降に製造されたもの)

要望される方は下記連絡先までご連絡ください。

農政課 営農改善係 TEL 641-1212 (内線 433・434)

要望が多数の場合は、ご希望に添えない場合がございます。

支援対象となった際は、申請に必要な書類を別途提出していただきます。

山形市役所 農林部  
農政課 営農改善係  
TEL 641-1212 (内線 433・434)